

- ② 移譲前の税率で算出した前年分の所得税額  
控除額 = [ ①、②のいずれか少ない金額 ] - 移譲後の税率の所得税額  
この控除額が個人町民税・県民税より減額されます。
- 申告期間は、平成21年3月16日まで（毎年3月15日までに申告が必要です）
- 確定申告をされない方は、源泉徴収票を添付し、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成21年1月1日現在お住まいの市町村に提出してください。
- 確定申告をされる方は、税務署に確定申告書を提出する際に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」（用紙は役場本庁・支所に備え付けています。）を提出してください。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課（☎ 77 - 3615）又は由岐支所住民室（☎ 78 - 2211）

## 税務署からのお知らせ

### 所得税などの確定申告は自分で書いてお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、3月16日(月)が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は、3月31日(火)が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務保険課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

### 申告会場が「阿南市商工業振興センター」に変更になりました

○場所 阿南市富岡町今福寺34-4 阿南市商工業振興センター2階展示ホール

○期間 平成21年2月2日(月)～平成21年3月16日(月)

(この期間、阿南税務署庁内には申告会場を設けておりません。)

○受付時間 午前9時～午後4時

※電話でのお問い合わせ及び申告書の郵送等は税務署宛にお願いします。

※税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内が流れますので、その案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

### イータックスを使えば、こんなことが大変便利

○HPから簡単申告……国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接申告できます。

○最高5,000円の税額控除……平成20年分の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年で本控除の適用を受けた方は、本年度の適用を受けることができません。)

○添付書類が提出不要……所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

○還付金がスピーディー……e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

### 振替納税制度のご利用を

納税は、安全便利な振替で……個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができるので、手数が少なくて済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる場合は、金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、振替日は次のとおりとなっております。

・所得税……平成21年4月22日(水)

・消費税及び地方消費税……平成21年4月27日(月)

### 「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

自宅で、いつでも申告書が作成できます……国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、所得税や消費税等の申告書が簡単に作成できます。また、その申告書をA4サイズの普通紙に出力し、郵送等で税務署に提出いただけます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

### 「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ

申告も納税もパソコンで……「確定申告書等作成コーナー」で作成した電子申告用データを使って、自宅等のパソ